

## 広島県福祉のまちづくり条例に係る Q&A

Q 1 条例における、「不特定多数」の範囲を教えてください。

A 1 条例において、「不特定多数」とは、当該施設に勤務する人など特定の人以外の、施設の利用者や来客者などを指します。

Q 2 条例において適用施設整備基準を適用する範囲を教えてください。

A 2 適用施設のうち、不特定多数の者及び主として高齢者、障害者等が利用する範囲を整備対象として、整備基準を適用します。

- ・病院や老人福祉施設においては、施設利用者や来客者などが利用する範囲を整備対象とします。
- ・職員、従業員のみが利用する範囲は整備対象外です。

Q 3 事前協議書の提出時期を教えてください。

A 3 事前協議による設計の修正期間等を見込んで、確認申請書の提出の 30 日以上前を目安としてください。

Q 4 複数棟からなる施設の事前協議の方法について教えてください。

A 4 事前協議は、1つの申請書で行いますが、整備基準は棟毎に適用するため、適用施設整備調書は棟毎に添付してください。適用通知書、適用証の交付は棟毎に行います。

Q 5 条例第 17 条に規定する「当該協議に係る適用施設」とは何ですか。

A 5 「当該協議に係る適用施設」とは、協議が成立し、市町長が適合通知をした適用施設のことです。

Q 6 複数棟からなる建築物が適用施設かどうかの判断は、棟別、敷地別のどちらで行えばよいですか。

A 6 用途上不可分の関係にあるのが、1敷地であるため、敷地単位で用途が何であるかを判断します。

例 1) 物品販売業を営む店舗（以下「店舗」という。）に別棟のトイレを増築する場合、増築するトイレは店舗として整備対象となります。この場合、敷地全体で増築するトイレと既存の店舗の売り場等を含め不特定多数等が利用する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満の場合は、事前協議は不要です。

例 2) 事務所に別棟のトイレを増築する場合、増築するトイレは事務所として整備対象になります。この場合は、不特定多数の者が利用しない部分の面積も含めた全体の床面積で判断することになります。

Q 7 適用施設の面積規定はありますか。

A 7 条例第 2 条第 1 号から第 3 号までの建築物に係る適用施設は、規模に関係なくすべての適用施設が整備対象施設となります。事前協議は一定規模未満の適用施設は対象外となります。(条例第 14 条、規則第 10 条)

Q 8 事前協議を要しない適用施設を判断する際の床面積は、棟別、敷地別のどちらですか。

A 8 「公益的施設」、「事務所及び工場」及び「複合施設」においては、敷地単位で判断します。(条例第 14 条、規則第 10 条)

- ・「物品販売業を営む店舗等」、「飲食施設」、「遊技場」及び「スポーツ及びレクリエーション施設」の場合  
→不特定かつ多数の者が利用する部分の床面積の合計で判断します。
- ・「路外駐車場等」、「事務所及び工場」及び「公益的施設又は共同住宅等施設が複合的に存在する施設」の場合  
→全体の床面積で判断します。
- ・増築等の場合  
→敷地内での既存部分も含めた当該用途部分に係る床面積の合計で判断します。
- ・共同住宅等の場合  
→規則第 10 条に「1 棟当たりの…」と規定されているとおり、棟別の戸数又は室数で判断します。

Q 9 用途変更は事前協議が必要ですか。また、確認申請の手続きが不要な用途変更は、事前協議が必要ですか。

A 9 用途変更は条例第 12 条において建築等に含まれることとしていますので、事前協議が必要です。また、確認申請の手続きが不要でも、用途変更をして適用施設にする場合は事前協議が必要です。

Q 10 工事中の設計変更により適用施設となる場合、事前協議が必要ですか。

A 10 建築等に係る設計変更(確認後)の場合、工事は進行中ですが、建築等に該当するため、工事着手後であっても事前協議が必要です。

Q 11 移転の場合事前協議が必要ですか。

A 11 条例第 12 条で「建築等(新築、新設、増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え又は用途の変更をして適用施設にすることをいう。)」とされており、「移転」は含まれないため、事前協議は不要です。